

麻疹の感染拡大を受けて

ワイドショーなどでも毎日のように麻疹の話が聞かれます。そもそもは今年の3月20日、沖縄県内で海外からの1人の旅行客が麻疹と診断されたところからのスタートでした。その後沖縄だけでなく東京、愛知、大阪、福岡など全国に感染拡大しています。人が移動するゴールデンウィークが明けると更なる流行が懸念されます。流行は懸念されるがまだ近隣では患者の発生がないというこの段階で、保育施設でできる対策は何でしょうか。

1. 発熱、感冒様症状がある児では麻疹やMRワクチンの接種歴、さらに周囲に麻疹様症状の方がおられるか確認してください。感染が怪しい場合は、「**すぐに医療機関を受診するのではなく、まず医療機関に問い合わせからその指示に従って受診する**」ように指導してください。
2. 預かり児のMRワクチンの接種歴を再度確認しましょう。1歳を過ぎればまず1回、5歳児クラス預かり児は2回目の接種を受けることとなりますが、それがまだなら早めに受けるように指導してください。
3. 麻疹患児に対応、保育する（あるいは、する可能性のある）保育士、看護師は麻疹抗体価

陽性者でなくてはなりません。抗体価を測定する場合はEIA-IgGを測定します。4以上で陽性と判定されますが、実際に対応する対応する方は16以上が望ましいとされています。なお、麻疹やMRワクチンの接種を2回していれば抗体価測定は必要ないとする考え方もあります。抗体価が不足する、あるいはワクチン接種回数が0回ないし1回のかたはMRワクチンを速やかに接種してください。

4. 麻疹罹患歴のない保護者、家族については麻疹及びMRワクチン接種歴の聴取を行います。学童以上の年齢で接種歴1回のみの方にはワクチンを接種するように促してください。

近隣で患者が発生して保育施設内でも感染者が出るという段階になった時は、さらに強力な対策が必要となりますが、預かり児・保育士のワクチン接種歴は重要な対策資料となりますので、とにかくも調べておかれることをお勧めします。



保育所における感染症対策ガイドライン

厚生労働省から「保育所における感染症対策ガイドライン2018年改訂版」が公開されました。そもそも「保育所における感染症対策ガイドライン」は、乳幼児期の特性を踏まえた保育所における感染症対策の基本を示すものとして、2009（平成21）年8月に出され、その後2012（平成24）年に改訂されています。今回は前回の改訂から5年が経過し、保育所保育指針の改定や関係法令等の改正、感染症対策に関する最新の知見等が得られたこと

を踏まえ、2回目の改訂を行っています。

<http://www.kawasaki-kc.jp/pdf/GL2018.pdf>にも置いてあります。厚生労働省は本ガイドラインが医療の専門家ではない保育士等にも積極的に活用して欲しいとしており、各保育所でも理解しにくい点は嘱託医に確認するなどしてうまく利用したいものだと考えます。また、Twinkleでもその内容を順次取り上げ解説を加えて行きたいと考えています。